自主回収キャンペーン費用に関する下請部品メーカーに対する求償について

―神戸地方裁判所平成20年9月24日判決(確定)(平成18年(ワ)第2682号 損害賠償請求事件)―

Hiroshi Iguchi

甲南大学法科大学院教授・弁護士 井口 寛司

Nobuko Ishibashi

甲南大学企業法務研究所客員研究員・弁護士 石橋 伸子

Kazuo Tosa

甲南大学法科大学院教授・甲南大学企業法務研究所主任研究員・弁護士 土佐 和生

■ はじめに

筆者らは、甲南大学法科大学院および甲南大学企業法務研究所の諸活動を通じて、互いに法理論と法実務の架橋・協働の必要性を強く自覚すると共に、中小企業にとっての独占禁止法(以下、独禁法)・下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法)等の活用可能性に関して様々な共同の取り組みを行ってきた。甲南大学の存在する関西経済圏においては中小企業の存在感は大きいものがあり、日常業務を通じて、訴訟を含む法律上の争いに係る攻防において、独禁法・下請法等のより一層の活用方策を理論的にも実務的にも、なお探求してゆく余地があるのではないかと感じてきたからである。

このような問題意識を共有しつつ、筆者らは、 具体的には、例えば地元の金融機関において、 銀行が貸出先中小企業に対して行ういかなる行 為が、どのような理由で優越的地位の濫用に該 当し、したがって独禁法 19 条に違反するのかに 関する「銀行業務と優越的地位の濫用セミナー」 と題した独禁法コンプライアンス・セミナーを 実施した。あるいは、平成 17 年度以降の日本経 済新聞に掲載された自主回収キャンペーン記事 等を網羅的に収集しつつ、企業の製品の自主回 収キャンペーンにおける独禁法・下請法上の問 題性の有無等に関して共同研究を進めてきた。

以下は、いわばその中間的レポートである。 これは甲南大学法科大学院における法理論と法 実務の架橋・協働の研究面での1コマを示すも のであり、その実験的な共同研究の成果の一部

でもある。昨今の経済情勢とも相まって、中小 企業にとって独禁法・下請法等を対処法務的な いし予防・戦略法務的に活用する可能性、また 必要性は高まっている。また、この間の下請取 引適正化に向けた公正取引委員会(以下、公取 委) の各種取組の活性化、および今次の独禁法 改正案(第170 臨時国会で廃案。次期通常国会 に再提出予定) において排除型私的独占と並ん で不当廉売・差別対価・共同の取引拒絶・再販 売価格の拘束(同一の違反類型を繰り返した場 合)、優越的地位の濫用に対して課金の適用範囲 の拡大が企図されていたこと等に示されている ように、このことは公取委においても重要な行 政課題と認識されているものと思われる。さら に、こうした社会情勢は、最近、大学等が主宰 して、中小企業向けと銘打って独禁法講座のよ うな各種セミナーが開催されるようになってき たことからも裏付けられる。以下のレポートが このような経済社会の流れにいささかでも裨益 せんことを期待する。なお、筆者らは、今後と も中小企業が独禁法・下請法等をより一層主体 的・積極的に活用してゆくための法理論的・法 実務的な各種の方策の探求に関して共同研究を 進めていく予定である。

1 自主回収キャンペーンと独禁法上の問題性

筆者らは、この間の日常の業務の中で、主として大企業 (メーカー) の部品等を下請生産している中小企業の立場から、大企業が行う自主

回収キャンペーンの内容および交渉プロセス等 における独禁法上の問題性に注目してきた。一 般に、企業の製造販売する製品に事故が発生し た場合、被害を受けた者に対して当該製品を製 造販売した企業が第一次的な責任を負うのはい うまでもない。また一般に、近時の製造物責任 法、消費者契約法あるいは消費生活用製品安全 法等並びに消費者に対する責任を全うすべしと OCSR (Corporate Social Responsibility) 等の社会的要請にもとづき、企業は、自社製品 の事故が多少とも人の生命、身体あるいは財産 等に関わる可能性があると認められる場合には、 それが法令で定められた場合や限度にあたらな くとも、またたとえそれが安全性や衛生面等に は直ちに関わらない製品の品質・性能に関する 不具合であっても、被害発生の可能性・その拡 大の防止および自社に対する社会的評価の毀損 を防止する観点から、当該製品のリコールある いは自主回収などの措置をとることが多くなっ てきている。このことは、最近、毎日のように 新聞において、製品の自主回収ないしリコール に関する広告およびお詫び記事が掲載されてい ることからも明らかである。なお、当然のこと であるが、筆者らも企業によるこのような自主 回収キャンペーン自体に直ちに独禁法上の問題 性があると考えているわけではない。

では、大企業が、個々の部品ごとにそれぞれの下請部品メーカーに当該部品の製造事業を担当させて、その名と責任で最終アセンブリ製品として製造販売している場合はどうか。この場合も、一般には、当該最終アセンブリ製品の事故の原因が、ある特定の部品の欠陥ないし不具合に起因すると客観的に評価できる場合には、大企業は、その部品の欠陥ないし不具合を発生させた部品の下請部品メーカーに対して製作物供給責任にもとづき賠償金を求償することになろう。

しかし、例えば、自動車などの最終アセンブ リ製品については、個々の部品を製造している 下請部品メーカーは、当該自動車を最終的に製

造販売する大企業とは比較にならないほど零細 な事業者であることが普通である。しかも、納 品される部品の単価は比較的小さく、かつ大企 業からのコストダウンの強い要請により、下請 部品メーカーは薄利を強いられているのが現状 である。このような状況の下で、大企業は、自 社の最終アセンブリ製品を組成するある特定の 1 つの部品に不具合があるとき、たとえそれが 消費者に対する社会的責任を全うするために行 うものであるとしても、その不具合に生命、身 体に対する安全性・衛生面等に直ちに問題がな い場合まで、財産に対する被害が拡大する可能 性が低い場合まで、当該製品の自主回収等キャ ンペーンなどに要する費用の全てを、当該部品 を製造した下請部品メーカーである中小企業に 負わせることは問題ないのであろうか。

以下に検討するように、筆者らは、このような場合には、大企業の下請部品メーカーに対する自主回収キャンペーン費用の求償には独禁法上の問題性が潜んでいることがあると考える。

ところで、大企業による、このような自主回収等キャンペーンにおける下請部品メーカーの構造的劣位を改善しようとして、中小企業である、かかる下請部品メーカーが自らに利益をもたらす大企業を相手に、契約内容の変更等を求めて堂々と戦いを挑むことは、当該下請部品メーカーの当該大企業に対する取引依存度等によっては自らの企業存亡にかかわる問題ともなるため、事実上困難であることがほとんどであると思われる。実際、筆者らの日常業務においては、問題となっている下請取引を将来的に絶った。間題となっている下請取引を将来的に絶ってはまでを想定しない限り、訴訟等で争うことはできないとの下請部品メーカーの声に接することもあった。

以下に紹介する事案は、まさに上記の点が、 訴訟という形で争われたものである。具体的に は、中小企業である自動車タイヤ部品の下請メ ーカーが、世界に冠たるタイヤメーカーを相手 として、安全性に直接関係のない品質や性能に 関する不具合を理由として当該タイヤメーカー が行った自主回収キャンペーン費用の全額を賠償すべきかを争った事案である。

後に詳細に検討するように、本件原告の行為は、事業者間取引における優越的地位の濫用行為を考える上で、理論的に見て従来観察されなかったタイプの優越的地位の濫用行為にあたる可能性のあるものであり、かつ実務的にも極めて異例の訴訟である点で参考となる重要な裁判例であると思われる(判例集未搭載)。

2 事案の概要

1 本件は、被告が原告に納入した自動車タイ ヤの部品(チューブレスホイールに組み入れら れた空気充填用の部品で、その内部において空 気充填と空気保持のための弁機能をもっている バルブコア。以下「本件部品」といい、判決文 についてもこのように訂正して表記する。)に瑕 疵があったとして、原告が被告に対して、債務 不履行等の損害賠償として、原告が販売した本 件部品を点検、交換するために全国紙5紙及び 地方紙 42 紙に掲載した自主回収記事のための 新聞広告費用、フリーダイヤル設置費用、各タ イヤ販売店での無償点検、交換作業を実施する ためのサービスキャンペーン費用等総額約 9,700 万円を請求したものである。なお、本件 の原告は、国内市場、世界市場においても上位 を占拠するタイヤメーカーであり、被告は経常 利益 70 百万円程度の中小企業である。

- 2 本件の主な争点は、以下の4点である。
 - ① 本件部品は、JIS規格を満たしており、本件部品に発生した不具合は、タイヤへの空気充填や空気圧点検のためにバルブコア軸を作動させるなどある特定した事情が重なりあった場合に限って空気漏れが発生する可能性があるというものであり、走行中に空気漏れが発生することはなく本件の不具合に起因して人の生命身体に及ぶなど交通上の安全性が脅かされるなどの危険性が生じないことが確認されて

- いるが、かかる場合においても売買の目的 物に「瑕疵」 (不完全履行) があるといえ るのか。
- ② タイヤメーカーである原告とその部品を製造するメーカーである被告との間では、原告が購買仕様書を定めたうえで製品の品質基準を明らかにして具体的な材料に至るまで細かく指示し、事後的にもこれを監査する体制をとっていたものであるが、かかる生産請負の業務形態は請負に相当するものであるから、原告の指図により発生したものであるとして、被告には瑕疵担保責任を問えないのではないのか(民法第636条)。あるいは、少なくともそのことは「瑕疵」の基準を引き下げることにはならないのか。
- ③ 自動車部品については、基準不適合状態 にある場合のリコール届出(道路運送車両 法第63条の2第1項)、基準不適合状態 ではないが、安全上又は公害防止上放置で きなくなるおそれがある又は放置できな いと判断される状態にある場合になされ る国土交通省通達に基づく改善対策届出、 並びに、リコール届出又は改善対策届出の いずれにも該当しない場合におけるサー ビスキャンペーン制度が定められている ところ、原告は、本件部品の不具合が、タ イヤの安全性に関わる問題ではないこと、 CS (Customer Satisfaction) の観点か らの市場措置を行うことを明示して国土 交通省に報告しており、本件部品の自主回 収を含むサービスキャンペーンは原告企 業の積極的な姿勢を消費者が評価するこ とを期待して行ったものにすぎないと考 えられるが、被告には何らのCSRメリッ トがない場合においてもかかるサービス キャンペーンの費用を被告が負担するべ きなのか。
- ④ 原告と被告の基本契約書には、被告は、 商品として一般的に有すべき安全性、品質

を有した商品を納入する義務を負い、その 義務に違反して原告に損害を与えた場合 には、その損害を賠償すべき義務を負うも のとされ、この義務違反について原告が被 告に通知した場合には、被告は自己の費用 と責任をもって、直ちに商品を回収し、原 告の指示に従って代替品を納入する義務 を負うほか、この義務違反により第三者の 生命、身体等に損害を及ぼす恐れがあるこ とが予想される場合には、被告はその処理 解決に要する費用を負担する義務を負う こと、また被告の商品に起因してその製品 をリコールする必要が生じたときは、原告 は被告に対して、リコールに要する費用、 製品のイメージダウンによる売上減少そ の他リコールの実施に伴って原告が被る 一切の損害賠償をすることができると定 めているが、これは独占禁止法第 19 条で 禁止されている不公正な取引方法に該当 し、当該契約条項は公序良俗により無効と されないか。

3 判 旨

1 結論

本判決は、原告の請求額のうち、原告が販売した本件部品(回収に伴って持ち込まれる本件部品と同一機能をもつ部品で交換をしたものを含む)に関する点検及び交換に要する費用は本件の不具合と相当因果関係を有するとしたが、原告が自主回収キャンペーンとして実施した社告、フリーダイヤル、ポスター・チラシ・ダイレクトメールなどの支出額については、その2割相当額をもって相当因果関係を有する損害であるとして金2,341万円の請求を認容した。

2 争点①瑕疵の有無について

(1) 安全性との関係

本判決はまず、本件不具合は、空気充填や空 気圧点検においてある条件が重なった場合に限 ってタイヤに微量の空気漏れが発生する可能性 があるというものであること、走行中に突如と

して空気漏れが発生することはないこと、仮に 空気充填時等に空気漏れが発生していたとして もこれを発見することができ、仮に発見できな くてもタイヤのバルブキャップの別機能によっ て空気漏れが発生する可能性は極めて僅少であ ること、仮に空気漏れが発生する場合でも極め て微小な空気漏れにすぎないこと、被告は原告 以外にも本件部品を含む製品を約 19,000 個販 売したがそのうち自主回収したのは約2,900個 であり、かつそれ以外にも本件部品を約307万 個販売しているが市場からの回収はしていない ものの本件部品に起因した事故は1件も発生し ていない等の事情を勘案し、「本件不具合は、・・ タイヤの安全性にかかわる問題ではない」と認 定したうえで、「しかしながら、交通上の安全 性が脅かされないからといって、本件不具合が 瑕疵に該当しないと即断するべきではなく、そ もそもバルブコアは、タイヤ内の空気を漏らさ ずに保持するという機能を有する商品であっ て、・・・バルブコアの本質的な機能を充たしてい ない商品として、通常有すべき性質を有しては いないことは明らかである以上、これは瑕疵に 該当するものといわざるをえない。」とした。

(2) JIS規格との関係

また本件部品がJIS規格を充たしている点について本判決は、「瑕疵の有無はJIS規格の充足の有無で決まるものではないから、本件部品がJIS規格を充たしていたとしても、空気漏れを発生させている以上は瑕疵を有していることに変わりはないものというべきである。」とした。

3 争点②注文主の指図について

(1) 民法 636 条の適用ないし準用

本件部品の製造にあたっては、原告が、購買 仕様書においてバルブコアの品質基準を明らか にして具体的な材料に至るまで細かく指示し、 事後的にもこれを監査する体制をとっているの であるから、原告は、被告に対して指図を行い、 被告はこの指図に応じて製品を製造してもので ある。そして、本件においては、不具合の原因 部分についても原告から何らの指図もされてお らず、被告にはその認識すらなく、しかも被告 もこれを自ら認識する能力はなかったものであ るから、本件部品における瑕疵とは原告の要求 する品質を充たしていなかったことと定義され るべきであり、当該製品の有することのできる 品質のすべてを完全に満足させる品質を基準と することは許されないと主張したことに対して、 本判決は、「本件不具合は空気の保持というバ ルブコアの中核的機能が損なわれていることで あるから、これを瑕疵と認定したとしても、何 ら不当な瑕疵の概念の拡大であるとはいえない ことはもとより、原告がへたり度(筆者注:不 具合の原因となった点) について被告に対し具 体的に指示していなかったとしても、これをも って、へたり度に起因した一切の瑕疵を不問と するような指図をしていたということもできな いのであって、原告がこれに関する主張をする ことができなくなるような性質のものではなく、 本件基本契約が売買契約であるのか請負契約で あるのかその両者の性質を併せ有するのかにか かわらず、・・・民法 636 条の適用又はその準用に よって被告が一切の責任を免れることにはなら ないものと言わざるを得ない。」とした。

(2) 過失相殺の法理又はその類推

しかし、他方で本判決は、「被告が原告に納入する製品は、被告が他社に納入する実績があったとしても、原告の要求する試験や検査を経て承認を得られなければ納品はできないという運用であったこと、原告は、被告に対して、本件マニュアルで具体的かつ詳細な指示と検査、納品のための厳格な承認手続きを規定しており、製品の試作段階から量産確認限定生産段階及び量産生産段階までの各段階での品質保証管理を徹底していたこと」を認め、にもかかわらず、原告は「これまで、ゴムの「へたり」度の違いによるゴムの性状変化について明確に意識していなかったこと、自動車用タイヤバルブに関する JIS 規格(JISD4211)にも「へたり」度

に関する項目はなく、被告の製造にかかる新型式の本件部品はJIS規格において要請される試験はすべて合格していたこと」、本件においても原告は、被告から提供されたサンプルと試験結果の内容を前提に、原告内部で独自の検証を行った上で、被告に対して工程変更を承認するなどの確認を行い、新型式の承認を行っていたことなどの事情を認定し、「本件不具合に起因する損害のすべてを、一律に被告にのみ負担させることは当事者間の公平に反し、信義則上、許されず、過失相殺の法理又はその類推により、被告の責任の範囲は一定限度、限縮されるべきである。」とした。

そして、原告が、被告が納品する製品の品質 を検査しているのは、原告の製造する商品のユ ーザーに対する責任を果たすためであって被告 の責任を軽減するためではない旨を主張したの に対して、本判決は、「原告と被告間の取引の 実態に照らせば、いかに、原告の検査承認手続 きがユーザーに対する責任を果たすために企画 されたものであるとしても、厳格な手続きを経 て承認が下りている事実を無視して、一切の損 害を被告にのみ転嫁することは、やはり公平の 見地から許されないものというべきである。」 とし、さらに被告が「本件不具合の可能性を認 識した後にもその旨を直ちに原告に報告しない まま、欠陥を改善した対策品と交換して原告に 納付し続けたため、原告は、本件不具合に自ら 気付く機会を奪われ、本件バルブコアの出荷を 続けることとなった」などの被告に不利な事情 などを認定し、「本件に現れた一切の事情を勘 案して判断するに、過失相殺の法理又はその類 推により、相当因果関係を有する損害額につい て、原告と被告とは1対1の割合で帰責性を有 しているものというべきであり、原告は、被告 に対して、前記(筆者注:相当因果関係を有す る) 損害額の2分の1について、賠償請求をす ることができるものというべきである。」と判 示した。

4 争点③サービスキャンペーン費用の相当因 果関係

(1) 本件部品の点検、交換費用

本判決はまず、原告が被告から納入した本件 部品を販売し、自主回収等の手続で点検し、瑕 疵のないものと交換した費用については本件不 具合と相当因果関係を有するとした。

また自主回収等の手続では一定数必ず当該製品と異なるものが混合することがあるが、本判決は、原告が回収、交換した製品のうち、本件製品でなかったものについても、本件部品を外観だけで判別することは困難であるため「通常は外観のみからは点検できないといえるのでいったん取り外す作業が必要となる」等として、これらの点検、交換についても相当因果関係を有するとした。

(2) 社告、フリーダイヤル、ポスター・チラシ、ダイレクトメール等費用

しかしながら、本判決は、原告が請求したフ リーダイヤル設置費用約 480 万円、ポスター作 成配布費用約400万円、ダイレクトメール発送 等費用約 180 万円、全国紙 5 紙及び地方紙 42 紙に新聞広告としての社告掲載費用約5,000万 円については、原告の「販売数の多さにかんが みれば、製品の流通に係る数量や頒布範囲に照 らして、原告の採用した手法が効果的であるこ とも確かであり、およそこのような瑕疵物の点 検及び交換作業のための広報活動が一切に本件 不具合との間で相当因果関係を欠くことになる とは必ずしもいい難い」として原告の採用した 自主回収キャンペーンが不相当とはいえないと しながら、「販売数が多く、ユーザーが全国に 散在しているからといって、本件社告のごとく、 全国多数の新聞紙上において社告を掲載し、フ リーダイヤルを設け、チラシやダイレクトメー ルの発送等を行い、これに 6,000 万円以上の費 用をかけていること、この金額は、交換作業工 賃等に比較して2倍近い金額であること」そし て、原告がとった広告手法が原告の社告と被告 の社告を併記し、原告の社告には「お詫びとお 願い」と題して被告製造の本件部品に不具合が あった旨と自主回収を行う旨を述べているのみ であるのに対し、被告の社告には「お詫び」と して販売した原告並びに流通関係の皆様に多大 なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げま す旨を明記していて、「本件不具合の主たる原 因が原告ではなく被告にあることを強調し、原 告自身も被告によって不良品を購入させられた 被害者であるような外観が呈される内容となっ ていること」、本件部品1個の被告から原告へ の販売価格が5.40円にすぎないこと、被告も自 ら被告の行った本件社告の費用として約 2,200 万円を支出して広報活動に協力していること等 を考慮したうえで、「そのすべてが本件不具合 と相当因果関係を有するとも言い難い」として 原告の支出額の2割相当額をもって相当である と判示した。

(3) CSRとの関係

また本判決は、被告が、本件自主回収を含む サービスキャンペーンが、企業戦略としてのリ スクマネージメントのみならず、将来の利益を 生み出すための投資としての側面を含むCSR 活動であって、その費用は、原告がその企業規 模に応じて任意に支出したもので、消費者と直 接取引きをしない中小企業である被告には何ら のメリットもないのであるから、かかるCSR 費用を被告が負担すべきいわれはないと主張し たことについて、「本件不具合も瑕疵と認めら れる以上、購入者からの要請があれば、原告と しても本件バルブコアの点検、回収を要したこ とも確かであって、そのための広告等の手法に、 被告指摘のCSRの趣旨を含ませる経営判断を 行うなどの事情があったとしても、前記認定の 相当因果関係の範囲を超えて、そのすべては原 告が任意に行ったものであるとして、被告に対 し訴求することが許されないとすることはでき ないものといわざるを得ない。」とした。

5 争点④優越的地位の濫用等

本判決は、原告と被告との間で締結された基

本契約書等に、原告に引き渡した製品が注文書 や仕様書に定める規格、仕様、要求性能、数量 等に合致していること、製品がその商品として 一般的に有すべき安全性、品質を有しているこ とについて被告が「何らの欠陥、瑕疵もないこ とを保証する」とし、当該製品がこの保証に反 したことにより原告が損害を被った場合は、原 告による受入検査の合格、不合格のいかんにか かわらず被告は自己の費用と責任をもって直ち に当該製品を回収し、代替品又は追加品を原告 が指示する場所へ納入すること、また、当該製 品が保証に反したことにより第三者の生命、身 体又は財産に損害を及ぼす恐れがあることが予 想される場合には、被告は速やかに原告に連絡 し、原告と協議のうえ処理解決にあたるものと し、その第三者に対する損害賠償金及び処理解 決のための費用等一切の負担は被告が負う。そ して、当該製品を使用して製造した原告の製品 をリコールする必要が生じたときは、原告は被 告に対しリコールに要する費用、原告製品のイ メージダウンによる売上の減少、その他リコー ルの実施に伴って原告が被る一切の損害の賠償 をすることができる。なお、リコールを実施す るか否かの判断は、原告が最終的な決定権を有 する等定めていたことについて、「これらの文 言を形式的にみれば、被告は本件基本契約およ び本件協定書に係る契約に基づいて、原告の判 断のみに基づいて広範な損害賠償義務を負うか のようにみえるが、損害賠償義務の前提として 被告の責任原因と損害費目との間の相当因果関 係が要求されることや双方に過失等が競合する 場合には公平等の見地から過失相殺等がされて しかるべきであることは当事者の合理的意思か らして当然のことであり、そのような場合とし て合理的に制限して当該条項を読めば、これら の条項は、当該特約がない場合であっても被告 が負うべき責任の範囲と何ら変わりがないもの を規定したにとどまるというべきであるから、 本件基本契約書又は本件協定書に係る被告の責 任条項の一切が無効であるかのような被告の主

張を採用することはできない反面、かかる契約 条項に基づいて原告の自由意思により算定され た損害額の負担を被告が直ちに負うことにもな らないものというべきである。」と判示した。

4 検 討

- 1 瑕疵概念と製造者の責任範囲
- (1) 瑕疵の概念

本件は、タイヤバルブコアという部品の生産 場面において、ニトリルゴムからシリコンゴム への材料変更がなされたが、その際「へたり」 度という原告も被告もおそらくはほかの業界関 係者もこれに関する知見を有しておらず、予想 だにしていなかったゴムの性質において、空気 充填や空気圧点検の際に当該部品から空気漏れ が生ずる可能性が発生したという事案である。

瑕疵とは、すなわち取引において一般的に要求される基準において、その種類の物として通常有すべき品質、性能を欠いているとされているところ、当該不具合の原因については、原告も被告も知見がなく、当該不具合は全く予想できなかったものであったため、これは果たして、客観的瑕疵基準において、その種類の物として通常有すべき品質、性能を欠いていると認めて然るべきものであろうか。

これについては、本判決は、「本件不具合は、・・・タイヤの安全性にかかわる問題ではない」と認定したが、「そもそもバルブコアは、タイヤ内の空気を漏らさずに保持するという機能を有する商品であって、・・・バルブコアの本質的な機能を充たしていない商品として、通常有すべき性質を有してはいないことは明らかである以上、これは瑕疵に該当するものといわざるをえない。」「本件不具合は空気の保持というバルブコアの中核的機能が損なわれている」として、「これを瑕疵と認定したとしても、何ら不当な瑕疵概念の拡大であるとはいえない」とした。

また、本判決は、世界的タイヤメーカーにおいても知見を有することがなく、当該不具合を

含む製品を製造してしまうこと自体は回避でき なかったことについては、特段触れなかった。

(2) 主観的瑕疵と客観的瑕疵

上記のとおり、一般的に、瑕疵には、客観的 瑕疵すなわち取引において一般的に要求される 基準において、その種類の物として通常有すべ き品質、性能を欠いているとされるものと、主 観的瑕疵すなわち当該取引において予定されて いた性質を欠いているものがあると分類されて おり¹、一般には主観的な基準が、客観的な基準 を上回っている文脈において捉えられることが 多い。

しかし、本件不具合は、主観的に予定されて いなかった事情をもって客観的な基準たる空気 保持というバルブコアの主機能の不具合基準を 引き下げる方向において考慮がされる場合だと は言えないであろうか。

被告は、この脈絡において、本件部品の製造 にあたっては、原告が、購買仕様書においてバ ルブコアの品質基準を明らかにして具体的な材 料に至るまで細かく指示し、事後的にもこれを 監査する体制をとっていて、原告は、被告に対 して指図を行い、被告はこの指図に応じて製品 を製造してものであるが、本件においては、不 具合の原因部分についても原告から何らの指図 もされておらず、被告にはその認識すらなく、 しかも被告もこれを自ら認識する能力はなかっ たものであるから、本件部品における瑕疵とは 原告の要求する品質を充たしていなかったこと と定義されるべきであるという被告の主張をも って、原告の瑕疵の主張に対する抗弁的な主張 として主観的基準を持ち込むべきであるとの主 張をなした。特に世界的なタイヤメーカーとそ の部品のひとつを製造する中小企業の間で圧倒 的な情報格差がある取引においてこれを問題と して提起したものである。

これに関する判旨は上記のとおり「原告がへ たり度(筆者注:不具合の原因となった点)に

¹ 参照、山本敬三・民法講義IV-1・281 頁。

ついて被告に対し具体的に指示していなかった としても、これをもって、へたり度に起因した 一切の瑕疵を不問とするような指図をしていた ということもできない」とするものであって、 結論として本件不具合は客観的瑕疵に相当する とされ、主観的瑕疵に関する主張ともいえる被 告の抗弁的主張は退けられている。

確かに、バルブコアの空気保持という「本質 的な機能」を満たしていなかった事実がある限 り、タイヤの安全性に直接にかかわる問題では なかったとしても、また主観的には当事者間で 予想もしていなかったとしても、瑕疵に関する 判断として、本判決の判示にはやむをえないと ころがあったと言えるかもしれない。

しかし、本件はあくまで典型的な種類物取引 における事案であり、本判決も債務不履行に基 づく損害賠償義務の有無を判断する過程におい て、後に過失相殺の法理の適用ないし類推適用 が予定されている文脈で「瑕疵概念」が述べら れたものであることに留意されるべきである。

純粋の瑕疵担保責任(民法577条)として論 じられる場合、あるいは、対象物の「本質的な 機能」部分に不具合がないが、通常有すべき品 質性能を欠いていたと判断される場合などの瑕 疵概念については、今後、主観的な瑕疵が客観 的瑕疵に対する抗弁的な主張を可能とするとい う含みを残す問題といえる。

(3) JIS規格との関連

JIS規格の充足の有無は客観的瑕疵のひと つの基準である。本判決は、JIS規格を充た していたとしても瑕疵を有していることに変わ りはないとしたものである。JIS規格が部品 すべての安全性、性能を保障する性質を有する ものでない限り、この判断に疑問はない。

2 販売者のCSR活動費用に関する製造者に 対する求償の可否

(1) 本判決の意義

本判決は、前述したとおり、本件不具合も瑕 疵と認められる以上、そのための広告等の手法

にCSRの趣旨を含ませる経営判断を行うなどの事情があったとしても「相当因果関係の範囲を超えて、そのすべては原告が任意に行ったものであるとして、被告に対し訴求することが許されないとすることはできないものといわざるを得ない。」としながらも、結論として、原告の支出額の2割相当額をもって相当因果関係の範囲内の損害であると判示したもので、製品事故が発生した場合の部品製造者に対して、CSR活動として行われたキャンペーン費用の転嫁に一定の歯止めをかけた意義は極めて大きいといわなければならない。

(2) 企業の社会的責任とCSRに関する考 え方

従前、CSRは、企業をとりまくさまざまな リスクを予見して、そのリスクがもたらす損失 を予防するための対策や不幸にして損失が発生 した場合の事故処理対策などを効果的に講じる ことによるリスクマネージメントのひとつとし て捉えられていた。リスクマネージメントにお いて語り継がれる模範例は、1982年に発生した 製薬会社ジョンソン・アンド・ジョンソン社の 「タイレノール事件」であるが、同社は、主力 製品(頭痛薬)に青酸化合物が混入される事件 が発覚した後、直ちに危機対策チームを立ち上 げ、数日後には市場に流通している 3100 万個に ものぼる全製品を回収した結果、売上が一時期 ほぼゼロに落ち込み、約1億ドルの損害を受け たものの、1年後には事故前のシェアを回復し 今でも米国で最もポピュラーな頭痛薬として販 売されているというものである。

近時は、わが国においても、CSRはリスクマネージメントの領域を越えて、「将来の利益を生み出すための投資である。」として明確に位置づけられており、企業関係者もCSRについてこの考え方を基本として経営に取り組んでいる。つまり、今日多くの企業が行うCSR活動は、倫理的な動機から出発するものではあるが、それだけではなく、「財務的マーケッティング的動機」が大きく影響しているのであり、

CSR活動によりいかに財務効果に結び付けていくかが、企業経営(マネージメント)の基本となっているとされる²。

この点、松下電器産業株式会社は、平成 17年度において、21年ないし 15年前に販売した石油温風器による事故が発覚して以降、緊急対策費として 240億円の予算を組んで、すべてのパナソニック製品のコマーシャルを石油温風器の回収広告に切り替えるなどの対策を実施し、売上を 43,500億円、純利益については 1,100億円を 180億円にまで予想数値を修正して発表したが3、これらの消費者対策が市場においては評価され、結果としては売上高を 44,726億円、純利益を 204億円にまで回復させ、翌平成 18年度には売上高を 47,469億円、純利益を 988億円にまで伸ばしたという実績を残しており、CSRの成功事例として良く知られているところである。

また、会社が違法行為を行なった事案ではあるが、取締役が違法状態にあることを知った場合には、すみやかに信用失墜を最小限に止めるための適切な対応をとるべき義務を肯定したダスキン事件訴訟高裁判決が出され、さらに他の自動車メーカーの部長がリコールを知りながら改修・無償修理を届け出なかったことから書類送検されたという報道もなされるなど、こうした社会情勢を受けて、企業経営者においては、「信用失墜」の防止とともに、これを超えて企業証価の自力の発達が加速されてきているの

「信用矢墜」の防止とともに、これを超えて企業評価の向上への意識が加速されてきているのは紛れもない事実である。

(3) 本件自主回収キャンペーン

ところで、本件においても、原告は、自主回 収キャンペーンを実施するにあたって、本件製 品には安全性に関する問題はないことが確認さ れていることを強調のうえで、これが長期間市

² 参照、慶應経営学叢書 第2巻 企業価値+企業倫理 CSRへのアプローチ、岡本大輔・梅津光弘著34頁。

³ 参照、平成 18 年 2 月 2 日付「通期業績予想の修正 に関するお知らせ」。

⁴ 参照、大阪高裁平成18年6月9日判決。

場に存在することを回避し、お客様の安全と安 心をより確実なものとするためと無償交換を実 施すると表現して、新聞記事、ホームページ等 に掲載したもので、原告は、自らの法的責任、 つまり、損害賠償責任の有無にかかわらず、む しろ法的には損害賠償責任がないことを前提に して、社会に対する説明責任を尽くす企業であ り、ユーザーに対し安全性を「より確実にする」 企業であることを強調し、原告は、社会から義 務付けられている「法的責任」を果たすためで はなく、あくまでそれを超える「倫理的責任」 を果たすために自主回収を実施していることを 強く宣言したとも捉えられるものであって、本 件で実施された自主回収キャンペーンは、主と して原告の将来の利益を生み出すための投資活 動としてのCSR、すなわち「財務的マーケッ ティング的動機」から発露されたものであると も評価しうる活動であった。

(4) 本判決の位置づけ

そして、製品事故等において販売者が、リコ ールないし自主回収キャンペーンを実施した際 に、それに要した費用のうちどの程度の割合を 当該不具合を発生させた部品製造者に求償でき るかについて、本判決は、①当該製品が法令上 の基準不適合状態にある場合として道路運送車 両法第63条の2第1項に該当するなどリコー ルの対象とされている場合におけるリコール等 の実施、②当該製品が法令上の基準不適合状態 ではないが、安全上又は公害防止上放置できな くなるおそれがある又は放置できないと判断さ れる状態にある場合におけるリコールないしサ ービスキャンペーンの実施及び③当該製品が① あるいは②のいずれにも該当しない場合におけ るサービスキャンペーンとしての自主回収など の実施に分類されたもののうち、③の場合につ いて、原告と被告との関係を詳細に検討した結 果、原告が支出した費用のうち2割相当額をも って相当因果関係のある損害としたものである。

(5) 消費生活用製品安全法

ところで、平成19年5月に施行された消費

生活用製品安全法は、消費生活用製品について ではあるが、一般消費者の生命又は身体に対す る危害が発生した事故、消費生活用製品が滅失 し、又は毀損した事故であって、一般消費者の 生命又は身体に対する危害が発生するおそれの あるものに該当するものであって、消費生活用 製品の欠陥によって生じたものでないことが明 らかな事故以外のものを「製品事故」と規定し (同法第2条第4項)、消費生活用製品の製造 事業者又は輸入事業者は、自らが製造等してい る消費生活用製品について製品事故が生じた場 合には、当該製品事故が発生した原因に関する 調査を行ない、危害の発生及び拡大を防止する ため必要があると認めるときは、消費生活用製 品の回収を行うなど、危害の発生及び拡大を防 止するための措置をとるよう努めなければなら ないとされ、また、消費生活用製品の販売の事 業を行う者は、この措置に協力するよう努めな ければならないとした(同法第38条第1項お よび第2項)。

したがって、少なくとも同法が規定する消費 生活用製品については、「一般消費者の生命又 は身体に対する危害が発生した事故」、「消費 生活用製品が滅失し、又は毀損した事故」が明 らかになった場合は、販売事業者等は、法令上 リコールないし自主回収義務が存在することが 明記されたと解するべきであろう。

よって、これらの場合において販売事業者が 行ったリコール等の費用については、その事故 の程度、販売数の多さ、製品の流通に係る数量 や頒布範囲に応じて相当と認められる費用に限 り、これを製造事業者等に求償することができ ると言うべきである。そして、この理は消費生 活用製品に止まらず、広く消費者の生命、身体 あるいは財産に危害を及ぼすような製品につい ても同様であると考えられる。

なお、この場合の欠陥か否かは、消費生活用 製品の欠陥によって生じたものでないことが明 らかであること、すなわち、消費者の誤使用に よる事故、改造による事故、設置工事過誤によ る事故、経年劣化による事故であることが製造 事業者等において立証できない限り「製品事故」 とされるものであるから、製造時あるいは販売 時点における法令上の基準に適合していたとい う事情は「欠陥」の有無の判断には影響及ぼさ ないことは当然というべきである。

(6) 製造事業者への求償

以上からすれば、①当該製品が法令上の基準 不適合状態にある場合としてリコールの対象と されている場合におけるリコール等の実施、及 び、②当該製品が法令上の基準不適合状態では ないが、安全上又は公害防止上放置できなくな るおそれがある又は放置できないと判断される 状態にある場合例えば消費生活用製品安全法の 「製品事故」に該当する場合、あるいは、製品 事故が発生していなくてもこれに準ずる場合に ついては、当該製品のリコールないしサービス キャンペーンの実施については、原則製造事業 者に対して損害賠償請求(求償)することを認 めてよいというべきであろう。

これに対して、③当該製品が①あるいは②のいずれにも該当しない場合、すなわち、人的被害がない又はその可能性がない場合や、安全性に直接関係のない品質や性能に関する不具合あるいは軽微な物的損害で多発可能性や拡大可能性がないと判断されるものについては、原則的にサービスキャンペーンとしての自主回収ではなく、個別対応で足りると考えられるから(経済産業省・消費生活用製品のリコールハンドブック・2007)、これらの場合に実施された当該製品のリコールないしサービスキャンペーンについては、原則として製造事業者に対して損害賠償請求することを認めることはできないというべきである。

本判決が、原告が支出した費用のうち2割相 当額をもって相当因果関係のある損害としたの は、この文脈で理解することが望ましいという べきである。

3 独禁法違反

(1) 契約書の文言

原告と被告間の品質保証協定書には、原告が被告から納品される原材料について、被告は、注文書及び仕様書に定める規格、使用、要求性能、数量等に合致していること、原材料が原告の用途に適していること、原材料が商品として一般的に有すべき安全性、品質を有していること、特定毒性及び危険物質に関する現行の政府規制及び安全規制に適合することその他何らの欠陥、瑕疵もないことを保証するとされている。

また、原告が、被告の納めた原材料を上記各保証に反すると被告に通知した場合は、原告の受入検査」に合格していたものであっても、また無検査受入の場合であっても、被告の負担において、当該原材料を回収するとともに代替品又は追加品を原告指示の場所へ納入するものとするとされている。

そして、被告が代替品の供給をしても、当該 原材料に関する個別契約の目的を達することが できないと原告が判断する場合は、原告は何ら の催告をすることなく個別契約を解除できると されていて、被告は、これらの保証書によって 原材料に関する包括的で広範囲の品質保証を求 められ、これに反する場合は、原告に発生した すべての損害を賠償しなければならないとされ ている。

(2) 原告の承認検査

しかも実際には、被告が何らかの原材料を原告に納入する場合には、必ず、原告から多くの試験を実施するよう指示があり、その結果を原告が審査して、最終的に原告の「承認」が得られて初めて納品できるという体制がとられていて、被告が新たな製品を原告に納入する場合、試験とその検証が繰り返されて、承認までに2~3年を要することも珍しくなかったもので、被告の「品質保証」と原告の「受入検査」のみによって、被告から原告へ「原材料」が納品されることはなかったという事実がある。

原告は、タイヤメーカーとして市場占拠率に おいて世界でも5本の指に入る地位を誇り、売 上高は約5,000億円、経常利益金400億円を超える世界的な巨大企業であるのに対し、被告は、売上高金16億円、経常利益72百万円の小規模会社であって、部品の品質・性能等に関する知識の集約力、試験能力(設備の保有能力も含む。)、検査能力、評価能力等いずれをとっても圧倒的な格差が存在しており、被告の部品の性能等に関する検査能力とは比較にならない差異が存在し、被告にとっては、納入予定の部品について、原告の「承認」が得られること、原告と取引ができることは、いわゆる権威者からの保証、「お墨付」を得たに等しいのであり、それ自体がブランドとなる価値を有し、被告の品質保証などを遥かに超える意義を有していた実体がある。

したがって、上記契約書文言に基づいて、被告が部品について原告の承認を得て、あるいはそれに加えて受入検査を経たうえで納品した部品について、後に不具合が発見された場合についてまで、被告にその全責任を負わせるというのは、あまりにも不公平で不合理であるとする事情がある。

(3) 契約文言の有効性

そこで、被告は、前記契約書文言に形式的に したがうことで本件キャンペーンに要した費用 をすべて被告が負担し、原告は一切負担しなく ともよいという結論とすることは、あまりに不 当・不公正であって、当事者間の合意を超え、 取引法の根本を規定する契約当事者間の信義則 条項に著しく反するとして(民法第1条)、また これらの条項は、あまりにも原告に有利で一方 的であり、原告の圧倒的な優位に基づき、原告 から示される契約書がいかに自分に不利であっ てもこれに押印したうえで取引を開始せざるを 得ない実情があることから、原告は、自己の取 引上の地位が被告に優越していることを利用し て、正常な商慣習に照らして不当に、被告に不 利益となるように取引条件を設定したのであり、 その不当性は激烈であるとして、これらの契約 書の締結行為自体が独占禁止法で禁じられてい る不公正な取引方法にあたり(独禁法第19条、

昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号「不公正な取引方法」14 項 3 号)、これを容認することが著しく正義に悖る場合にあたるから、私法上の効力を否定すべきである⁵として当該契約の無効を主張した。

これに対して、本判決は、「損害賠償義務の前提として被告の責任原因と損害費目との間の相当因果関係が要求されることや双方に過失等が競合する場合には公平等の見地から過失相殺等がされてしかるべきであることは当事者の合理的意思からして当然のことであ」ると断じ、「そのような場合として合理的に制限して当該条項を読めば、これらの条項は、当該特約がない場合であっても被告が負うべき責任の範囲と何ら変わりがないものを規定したにとどまるというべきである」として合憲的限定解釈にほかならぬ有効的限定解釈を採用して本件各契約を有効であると判示したものである。

(4) 事業者間契約における中小企業者の保護

事業者・消費者間契約においては、消費者契約法により、民法で認められた無効・取消事由以外にも、契約自体が無効ないし取り消される可能性がある。また、民法債権法の改正方向としても、権利主体が事業者か否かによるということが検討されているとのことである。しかし、事業者間契約においては、この判旨に見られるように、契約内容について平等な立場で協議検討することなど許されず、仕事をもらいたければ呈示された契約書にサインをするしか選択肢はないといった中小企業者の実情を前提として契約自体の無効が議論されることはまだ一般的ではない。

当該判決は、相当因果関係によって原告の請求を絞り込み、過失相殺によってさらに請求を減殺していったものであり、今後は、企業間契約においても、超巨大企業と中小企業間においては、その非対称性を基礎とした、構造的・一般的な中小企業者救済の視点に立った契約の有

⁵参照、最高裁判所昭和52年6月20日判決ほか。

効性についての議論がなされて然るべきである と考える。

(5) 優越的地位の濫用(一般指定 14 項)へ の該当可能性

先に見た通り、本判決は、被告が自主回収キャンペーンに係る費用の一切を負担すべしとする本件基本契約および本件協定書に係る契約条項は独禁法に違反し、したがって公序違反により無効であるという被告の主張について、無効原因としての独禁法評価に触れることなく当該契約条項の合理的な限定意思解釈を通じて応接した。

しかしここで、あえて独禁法上の評価をする とすれば、以下のようになる。

まず、原告の本件行為が優越的地位の濫用の 行為要件に該当すると言うためには、被告に比 して原告の「取引上の地位が相手方に優越」し ていなければならない。この点、公取委の現行 実務では「取引の一方の当事者(甲)が他方の 当事者(乙)に対し取引上優越した地位にある 場合とは、乙にとって甲との取引の継続が困難 になることが事業経営上大きな支障をきたすた め、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行 っても、乙がこれを受け入れざるを得ないよう な場合であり、その判断に当たっては、甲に対 する取引依存度、甲の市場における地位、取引 先変更の可能性、取引対象商品の需給関係等6」 が総合的に考慮されるとされる。本件でも、被 告の原告に対する取引依存度、その取引先変更 の可能性など他の事情について精査した上で上 記のような原告・被告間の取引等の事情に照ら せば、原告が被告に対し優越的地位にあったと 評価できる余地がないわけではない。

また、同じく原告の行為が同法 14 項各号に定める行為要件に該当する必要もある。被告は 3 号該当性を主張したが、本判決の認定したように、原告が支出した全ての費用から被告製品に

係る不具合と相当因果関係のある損害に相当する額を控除した金額をもって「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること(2号)」に該当するということも、また上記契約にもとづく"自主"回収キャンペーンにおける原告と被告の負担割合それ自体を捉えて、より包括的に「取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること(4号)」にあたるという構成もあながち不可能ではないように思われる。14項の適用条項において、何号がベターかは個々の事案における事実の個性・特徴に従うことになる。

次に、本件行為が優越的地位の濫用に該当すると言うためには、本件行為は「正常な商慣習に照らして不当」であると評価できなければならない。14項に定めるこの公正競争阻害性は自由競争基盤の侵害とされるところ、本件において、事実上取引先転換の可能性がないもとで被告は原告との間で上記契約の締結を余儀なくされていた等の事情の有無を精査すれば、原告の本件行為は、本来被告が上記契約への合意を自由かつ自主的・主体的に決定できなければならないはずの公正かつ自由な事業活動の前提となる競争基盤を侵害するものであったと評価することができ、したがって14項に定める公正競争阻害性の要件も満たし、よって独禁法19条に違反すると評価できた可能性もある。

仮に自主回収対象製品が被告の製造した部品に係る不具合に起因して、法令上の基準不適合状態ではないとしても安全上放置できないおそれがあると判断される状態にある場合等には、公正競争阻害性の判断はどうなるかは一考に値する(これに対して客観的に見て、被告製品の不具合に起因して当該製品が法令上の基準不適合状態にある場合には、通常、自主回収ではなく強制的なリコール対象となり、原告が被告に対してそれに要した費用を求償することに独禁法上の問題性は基本的にないであろう。)。

本件行為が上記の状況でCSRの観点からの 消費者対応を主目的として行われたと仮定する

⁶ 参照、流通取引慣行ガイドライン第1部-第5-2 -(3)-注13

と、そのような行為のすべてが独禁法に違反するとは当然には思われない。この点、一定範囲で合理性をもつ行為の公正競争阻害性をどう評価するかについては、三井住友銀行の金利スワップに係る勧告⁷が参考になる。

同勧告事例では、銀行が、融資取引関係にあ る事業者であって、その取引上の地位が自行に 対して劣っているものに対して、融資に係る手 続を進める過程において金利スワップ(設定さ れる想定元本(金利計算のための計算上の元本) を基礎として算定された異なる種類の金利を契 約期間において交換することを内容とする金融 派生商品)の購入を提案し、金利スワップを購 入することが融資を行うことの条件である旨又 は金利スワップを購入しなければ融資に関して 不利な取扱いをする旨を明示又は示唆すること により金利スワップの購入を要請し、金利スワ ップの購入を余儀なくさせていることが、優越 的地位の濫用にあたるとされた。そして、同勧 告の排除措置として「自行と融資取引関係にあ る事業者であって、その取引上の地位が自行に 対して劣っているものに対して、金利上昇リス クのヘッジをする手段として金利スワップの購 入を提案する際には、金利スワップの想定元本 及び契約期間を、当該事業者が金利上昇リスク のヘッジの対象とする借入れの元本及び契約期 間に対して必要な範囲内で設定すること。」とさ れた。

これは、それが融資取引等と条件付けられたものではなく、かつ貸出先企業の合理的なリスクヘッジのために必要な範囲を超えないときは、その範囲においては合理性をもつ行為であるとして金融機関が各種金融商品の提案・販売を行うことそれ自体は公正競争阻害性をもつものではなく独禁法上なお許されると読むべきものであろう。

また類似事例として、大規模小売業者が、災

害時に被災地域において被災者にとって災害時 に必要とされる物品を選定し、当該物品に限定 して通常の仕入価格を下回る価格で販売するこ とは独禁法上直ちに問題となるものではないと 回答した事前相談事例がある。本事例では、総 合スーパーを営む大規模小売業者である X 社が、 地震や水害等の災害時、被災地域において災害 時に必要とされる物品を選定し、当該商品に限 定して災害発生後の短期間、通常の仕入価格を 下回る価格で販売することを検討しており、こ れを実施するにあたり納入業者にも協力を要請 し、賛同を得られた納入業者から通常の納入価 格を下回る価格で納入してもらうことにしてい るというものであった。これに対して、公取委 は、災害時に値引販売に供するために商品を購 入する場合であったとしても、かりにX社が納 入業者と協議することなく納入業者の仕入価格 を下回る納入価格を定め、その価格で納入する よう一方的に指示して通常の納入価格に比べて 著しく低い価格をもって納入業者に納入させる 場合等は、独禁法上の問題を生じやすい(一般 指定第14項第3号)とした。これを反対解釈す れば、当該行為は、被災者支援という行為の社 会公共的な目的が合理的であり、かつ当該商品 に限定して災害発生後の短期に限って、納入業 者からその趣旨への賛同を得て行うという手段 に相当性も認められるので、公正競争阻害性は 認められないということであろう。

このように、問題となる行為の目的において 独禁法1条の趣旨に照らして、合理的範囲での リスクヘッジ目的、被災者支援という社会公共 的目的などにおいて合理性があり、かつ、それ を実現する手段においても、金利スワップ商品 の購入につき貸出先企業の任意の判断を求める ことができたり、あるいは納入業者から趣旨へ の賛同を得て限定的に行うなどの相当性が認め られる場合には、当該行為について自由競争基

⁷ 参照、公取委「株式会社三井住友銀行に対する勧告 について」平成17 年12月2日。

⁸ 勧告書、主文4-(1)-ア

⁹ 参照、公取委「平成 19 年度事前相談事例集」事例 11。

盤の侵害という意味での公正競争阻害性は認め られないと考えられる。

したがって、この基本的考え方を本件にあてはめるとすれば、もし原告が、原告・被告双方にメリットを有するCSRの観点から社会的責任を果たすことを主たる目的とし、かつ、被告もこれに自発的に同意した上で、被告の納入に係る本件部品を含む最終アセンブリ製品を自主回収するキャンペーンを行った場合等においては、被告製品の不具合に起因する限りで、かつ、合理的な方法の範囲内で、その費用負担を被告に求めることは、当該行為が優越的地位の濫用に該当するとは評価できないことになろう。

この点本判決が、本件における相当因果関係の判断過程において、原告が自主回収キャンペーン費用にかけた金額が、実際の本件部品等の交換作業工賃等に比較して2倍近い金額であったこと、そして、原告がとった広告手法が、原告の社告と被告の社告を併記し「本件不具合の主たる原因が原告ではなく被告にあることを強調し、原告自身も被告によって不良品を購入させられた被害者であるような外観が呈される内容となっていること」をことさら述べていることは、少なくとも原告が選択した方法論において問題があったことを指摘したものであると解され、かかる判断に道筋をつけたとも評価できる。

■ おわりに

この間、事業者間取引における優越的地位の 濫用について、大規模小売業者とその納入業者 との取引については、不当な経済上の利益の提 供要請・不当な返品・不当な従業員等の派遣要 請等が、一般指定14項の各号に該当し得る行為 として問題にされてきた¹⁰。

また金融機関と貸出先企業との取引について は、借り手企業に対し、その責めに帰すべき正 当な事由がないのに要請に応じなければ今後の 融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆する こと等によって契約に定めた金利の引上げを受 け入れさせ、または契約に定めた返済期限が到 来する前に返済させること等による融資に関す る不利益な取引条件の設定・変更、債権保全に 必要な限度を超えて融資に当たり定期預金等の 創設・増額を受け入れさせ、または預金が担保 として提供される合意がないにもかかわらずそ の解約払出しに応じないこと等により、自己の 提供する金融商品・サービスの購入要請、融資 に当たり要請に応じなければ融資等に関し不利 な取扱いをする旨を示唆して、自己の関連会社 等が提供する保険等の金融商品の購入を要請す ること等による関連会社等との取引の強要等が、 一般指定 14 項の各号に該当し得る行為として 問題にされてきた11。

荷主と物流事業者との取引については、物流 事業者に対して十分協議する機会を設けないで 一方的に代金の引下げを行う場合に荷主が物流 事業者に対し代金の引下げ要請を行うこと、ま たは荷主が任意の購入等を依頼したと思っても 物流事業者にとっては事実上その依頼を拒否で きない場合に荷主が物流事業者に対し物品の購 入等を要請すること等が、一般指定 14 項の各号 に該当し得る行為として問題にされてきた¹²。

さらに、電子商店街等の消費者向け E コマースに係る運営事業者と出店事業者との取引については、運営事業者による出店規約における手数料率の一方的変更、実際には使用されないポイント分の原資まで出店事業者に負担を課すようなポイント制度の運用、通常よりも高率の手

¹⁰ 参照、公取委「大規模小売業者との取引に関する 納入業者に対する実態調査報告書」(平成18年12月 26日)および「大規模小売業者による納入業者との 取引における特定の不公正な取引方法」

¹¹ 参照、公取委「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」(平成 18 年 6 月 21 日)。

¹² 参照、公取委「荷主と物流事業者との取引に関する実態調査報告書」(平成18年3月1日) および「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」

数料率を設定するカード決済代行業務の運営事業者による利用義務付け等が、一般指定14項の各号に該当し得る行為として問題にされてきた¹³。なお、周知の通り、ソフトウェア制作業・テレビ番組制作業・広告制作業及びビルメンテナンス業におけるソフトウェア制作会社等と親事業者との取引については、下請代金の減額・支払い遅延・発注内容の変更等に係る一部の取引慣行が平成15年改正下請法の規制対象となっている¹⁴。

以上に眺めたような濫用行為は、公取委による一般指定 14 項にもとづく規制事例の経験的な蓄積の中から析出されてきたもので、ある程度成熟した定型的な濫用行為のタイプとみることができる。

これに対して、本件で検討した大企業の製品の自主回収キャンペーンに係る裁判例は、こうした従来のある程度成熟した定型的な濫用行為のタイプに加えて、新たな濫用行為のタイプ(一般指定14項2号ないし4号)の今日的な所在を示す可能性のあるものと受け止められるべきであると考えている。

その意味で、本件裁判例は、経済社会における製品や食の安全性・衛生性等の確保に関する社会的要請への対応、および企業におけるコンプライアンスやCSRへの対応等の高まりなど今日の経済社会に特有な事情・文脈の中で、大企業が自主回収キャンペーンを行う際、自発的な同意なくその費用の全てを負担させられる中小企業の下請部品メーカーにとって独禁法の新たな利用可能性のひとつの方向性を示すものであるといえる。

以上

¹³ 参照、公取委「電子商店街等の消費者向けeコマースにおける取引実態に関する調査報告書」(平成18年12月27日)。

¹⁴ 参照、公取委「ソフトウェア制作業等4業種における下請取引の実態と改正下請法の内容―改正下請法の円滑な運用に向けて―」(平成16年2月13日)